

国民健康保険の届け出は必ず14日以内に

世帯主による届け出の義務

就職、転勤、入学など異動の多い時期になりました。家族の中で国民健康保険(以下「国保」という)の資格に変更はありませんか。加入や離脱、または世帯の分離や合併など異動がある場合は、事実が発生してから必ず14日以内に、世帯主または家族が届け出る必要があります。

国民健康保険を喪失(離脱)する人へ

会社に就職したり、扶養に入ったりしたときは、新しい保険証が届き次第、速やかに国民健康保険喪失(離脱)の届け出をしてください。

注意事項

- ◆届け出が遅れたり、未届けのままにしたりすると、国民健康保険料が賦課されたままになってしまいます。勤務先からの通知や手続きはありませんので、必ず個人での届け出が必要です。
- ◆国保の資格は、新しい健康保険の加入日(認定日)で喪失(離脱)することになります。資格を喪失した後に国民健康保険被保険者証(以下「国保の被保険者証」という)を使用した場合は無効になります。もし誤って使用したときは、市から医療機関等へ支払った医療費を請求する場合がありますのでご注意ください。

	このようなときは	届け出に必要なもの
国保へ加入	転入したとき	印鑑
	他の健康保険を離脱し、国保に加入するとき	印鑑、離職票または健康保険の離脱(資格喪失)証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護法の適用を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止証明書
	日本在留期間が3カ月を超えていて、津市で住民登録をしたとき	パスポート、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書のうちいずれか1つ
国保を離脱	転出するとき ※修学または施設入所のため住民票を異動する場合は、継続して加入できますので、在学・入所を証明する書類を添えて届け出てください。この届け出なしに転出した場合、国保の資格を喪失する場合があります。	印鑑、国保の被保険者証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の被保険者証、他の健康保険の保険証
	死亡したとき	印鑑、国保の被保険者証
	生活保護法の適用を受けたとき	印鑑、国保の被保険者証、生活保護開始証明書
加入中の手続き	住所、氏名または世帯主が変わったとき	印鑑、国保の被保険者証
	世帯を分離または合併したとき	印鑑、国保の被保険者証
	修学または施設入所のため市外へ住民票を移すとき	印鑑、国保の被保険者証、在学・入所を証明する書類
	国保の被保険者証を紛失したり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった国保の被保険者証、本人を証明するもの
	退職被保険者になったとき ※退職被保険者とは、65歳未満で厚生年金か共済年金の受給資格があり、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある人です。国民年金や遺族年金は除きます。	印鑑、国保の被保険者証、厚生(共済)年金証書
	退職被保険者世帯に被扶養者が加入するとき ※65歳未満の人で、年間収入が130万円(年金収入のみの場合は180万円)未満の人が、同一世帯にいる場合は扶養になります。	印鑑、国保の被保険者証

※家族がすでに国民健康保険に加入している場合は、その被保険者証も必要になる場合があります。
 ※国保の被保険者証の受領の際には、運転免許証など本人確認ができるものをご提示ください。

保険料は必ず期限内に

保険料は、国保の貴重な財源です。この財源が不足すると、国保の運営が非常に苦しくなります。自分のために、みんなのために、保険料は必ず納期限までに納めましょう。